

## 唐の三省

内藤 乾吉

### 一

唐は支那に於て官制の最も完備した時とされてゐるが、官制の歴史よりすれば、唐の官制は支那古來の官制の集大成と見ることが出來、後來の官制と一時期を劃するものとして重要な意味がある。のみならず、日本朝鮮等の官制の母法としても、唐の官制は研究の價値あること言ふまでもない。今茲には、唐の官制に於てその中心組織となつてゐた尙書省中書省門下省の三省に就いて若干の考察を試みたいと思ふ。主として三省の統治機關としての意味と關係とを明らかにするのが目的である。

### 二

唐六典に據ると、唐は中央に三師、三公、六省、一臺、九寺、五監、十六衛、二軍及び東宮官、諸王府、公主邑司等の諸官府を設け、地方には府、州、縣、都督、都護、嶽、瀆、關、津等の諸官府を置き、猶ほ其他に節度使其他の諸使があつて、甚だ膨大なる統治組織を爲してゐるが、此等諸官府を統制すべき中心機關が、右の六省の中の尙書中書門下の三省である。三省の中で、中書省は詔勅を起草し、又表章に對する天子の批答の文案を草する等、天子の意思を表示して、之を宣下することを掌る處であつて、言はゞ天子の祕書官たる性質を有する。門下省は中書省より下された詔勅を審査して覆奏し、異議あれば之を修正上還する外、諸

司より申奏する奏抄等を審査して違失を駁正する處であつて、天子の意思に對して同意を與へる機關である。尙書省は吏部、戸部、禮部、兵部、刑部、工部、の六部の行政機關を統括して、此等天子と門下省との同意を経たる詔勅奏抄等を施行する機關である。従つて國家統治の重要事項は、大體皆この三つの機關を経由するのであるが、このことは政治上重要な意味を有する。それは門下省といふ同意機關が存在して、國家統治の意思が専ら天子一人に依つて決定されるのではないといふことである。これは唐の政治が君主獨裁政治でなく、天子と貴族との合意に依つて行はれる貴族政治であることを意味してゐるのであつて、門下省は、言はゞ貴族の意思を代表する機關なのである。勿論法律的に定められた代議機關といふやうな意味ではなく、事實上さういふ性質を持つてゐるといふに過ぎない。

唐の統治組織のかゝる特徴を理解する爲には、支那中世の貴族政治の本質を知ることが必要であるが、今それを詳論する違はない。この問題に就いては既に研究の發表されたものもあるから、詳細なることはそれ等の研究に譲るが、簡単に言へば、支那では大體魏晉の頃よりして、門閥の貴族、所謂世族とか名族とか稱せられるものが社會の上層に居つて、固有の社會的勢力を持つてゐた。此等世族の貴族たる地位は、天子の寵命に因つて與へられるものではなく、その家が地方の名望家として永續したる爲に生じた固有のものであつて、その第一流のものに至つては、例へば北方に於ける博陵の崔氏、范陽の盧氏、南方に於ける王氏謝氏の如く、社會的には天子より上位にあるものと見られてゐるものもあつた。従つてその地位は天子の権力や王朝の興廢に超然として存在するのであつて、天子は此等貴族の上に特別絶對な

る地位を有するものであり得なかつた。朝廷の官爵は貴族階級の獨占するところであつたが、官爵を授けることも、貴族の品流に依つて自ら高下が

定まつてゐるので、天子の自由にあるのではない従つて政治は事實上この貴族團體の把握するところであつて、天子は寧ろ貴族團體の意向に基いて政治を行ふ機關の如きものであつた。隋唐に至つて強大なる統一的王朝が成立し、魏以來の選舉制度であつた九品中正の法を改めて科擧の法を用ひる等、多少制度の變更を行つたことはあるが、右の如き社會狀態の根本的性質に於ては變りはないのであつて、この貴族政治時代は大體唐の末葉にまで及んでゐるのである。ところで、かくの如き政治上の特質が官制の上に反映するのは言ふまでもないことであつて、唐の官制はこの社會事情を度外視しては正當に理解され難い。唐に門下省といふ一機關があつて、貴族を代表して國家統治の

重要事項に同意を與へるといふことは、かゝる社會事情に基いてゐるのである。

### 三

三省が上述の如き職能を以て上述の如き關係にあるといふ制度は、唐に至つて完成されたところであるが、この三つの機關の沿革を尋ねれば遠く秦漢にまで溯らねばならない。唐の三省は秦漢以來の久しき沿革に基いて成立してゐる歴史的制度であるから、沿革を明らかにすることは、この制度の意味を理解する上に必要缺くべからざることであるが、その詳細なる研究は他日を期さねばならぬ。三省の沿革の大體のことは通典、文獻通考等に依つても知られるが、文獻通考<sup>卷五</sup>に引ける宋の司馬光の<sup>温國文正司馬公文集卷第五十五には</sup>上言（乞合兩省爲一劉子之題して破す）は最も簡明に三省の沿革を述べてゐるから、今はそれを借用して、少しく之を補足することにする。

謹按。西漢以丞相總百官。而九卿分治天下之事。光武

中興。身親庶務。事歸臺閣。尙書始重。而西漢公卿稍以失職矣。及魏武佐漢。初建魏國。置祕書令。典尙書奏事。文帝受禪。改祕書爲中書。有令有監。而亦不廢尙書。然中書親近。而尙書疏外矣。東晉以來。天子以待中常在左右。多與之議政事。不專任中書。於是又有門下。而中書權始分矣。降及南北朝。大體皆循此制。唐初始合中書門下之職。故有同中書門下三品同中書門下平章事。其後又置政事堂。蓋以中書出詔令。門下掌封駁。日有爭論。紛訟不決。故使兩省先於政事堂議定。然後奏聞。開元中張說奏。改政事堂爲中書門下。自是相承至於國朝。莫之能改。非不欲分也。理勢不可復分也。云々

尙書省の名は秦の尙書に由來してゐる。六典卷一の注に「秦置尙書。有令丞。屬少府。」また通典卷十二に「秦少府。遣吏四人。在殿中主發書。謂之尙書。尙主也。」と見え、漢書百官表には「少府秦官。掌山海池澤之稅。以給共養。」とあり、その屬官に尙書令丞がある。即ち尙書はもと天子の私府で

あるところの少府に屬して、宮中にあつて文書を掌る低い官であつたが、文書を出入するところよりして漸く重任せられ、張安正、霍光等大官を以て尙書の事を領する者あるに至つた。成帝の時に始めて尙書の員五人を置き、一人を僕射とし、四人は常侍曹二千石曹、民曹、客曹の四曹を分ち、通じて文書奏事を掌つた。尙書に曹名を分つことこれより始まり、漸く事務の増大したことが推測されるが、しかし前漢の間は未だ國政に預聞するに至らず、要するに祕書の職たるに止まつた。後漢の光武帝が王莽の事に懲りて吏職を親ら總ふるに至つて始めて政治の實權は尙書に歸し、所謂天子の喉舌の官となつて、漸く公卿の權を奪ふに至つたのである。靈帝の時より尙書を尙書臺と呼んだ。魏晉以來、中書が機衡の任となつたから尙書の權稍輕くなり、梁陳に至つては全く中書省の命を受けて事を施行するのみとなつた。唐の尙書省が執行機關

であるといふ性質はかゝる沿革に基いてゐる。これを尙書省と呼ぶのは劉宋からのことである。

中書の名は漢書百官表、少府の屬官に中書謁者令丞あり、通典<sup>卷二</sup>に「其所置中書之名。因漢武帝游宴後庭。始以宦者典事尙書。謂之中書謁者。置令僕射。」とあつて、武帝が宦者を以て文書を掌らしめたることより始まつてゐる。この時尙書の官を罷めて中書を置いたとする説と、尙書と中書と兩存したとする説とあつて、例へば通典の著者杜佑の如きは前説であり、文獻通考の著者馬端臨は後説である。王先謙も亦漢書補注<sup>前漢十 九上</sup>に前説を駁してゐるが、姑く兩説を存して置く。成帝の時に至つて中書の宦者を罷め、中書謁者令の名を改めて中謁者令とし、この時尙書五人を置くことになつたのである。後漢にはその官なく、魏の文帝に至つて祕書令を改めて中書監令を置き、機密を掌らしめた。この後、中書省は文書を起草し、詔命

を掌ると同時に、その長官は事實上の宰相の職となつた。中書省と呼ぶのは魏より始まつてゐる。

門下省は、六典<sup>卷八</sup>の注に「初秦漢置侍中曹。無臺

省之名。自晉始有門下省。歷宋齊梁陳後魏北齊隋國初。皆曰門下省。」また通典<sup>卷二</sup>に「門下省後漢侍

中寺<sup>○嘉平六年 改侍中寺。</sup>」と見え、秦漢の侍中曹、後漢の侍中

寺より發達し、晋に至つて一省となつたのである。

門下といふ名稱の意味に就いては、晋書職官志に

「給事黃門侍郎秦官也。漢已後並因之。與侍中俱

管門下衆事。」とあり、伊藤東涯の制度通に、「門下

といふは黃門の下といふことなり。」と言つてゐる

通りであらう。黃門の説明は通典<sup>卷二</sup>に「凡禁門黃

闥。故號黃門。其官給事於黃闥之内。故曰黃門侍

郎。」とある。門下省の名稱は右の如くであるが、

門下省の官たる侍中、黃門侍郎、給事中、散騎常

侍も名稱に稍沿革はあるが、皆秦漢に由來してゐ

る。漢書百官表に

侍中、左右曹、諸吏、散騎、中常侍、皆加官。所加或列侯、將軍、卿、大夫、將、都尉、尚書、太醫、太官令、至郎中。亡員。多至數十人。侍中中常侍得入禁中。諸曹受尚書事。諸吏得舉法。散騎騎並乘輿車。給事中亦加官。掌顧問應對。位次中常侍。中黃門有給事黃門。位從將大夫。皆秦制。

とあり、もと皆加官であつて、定員なく、要する

に天子に近侍する資格を與へらるゝ名譽的官職であつた。

後漢亦侍中、中常侍、黃門侍郎等の官あり、就中中常侍は宦者の官であつたが

魏に至つて散騎を合して散騎常侍を置き、中常侍と後に士人を用ひた。皆近侍の官であつて定員はな

かつた。魏晉より定員を置いたが、別に加官とするものもあつた。

前掲司馬光の文に、東晉以來天子侍中常に左右に在るを以て多く之と政事を議す

云々と言つてゐるのは、當時朝廷の重要官職を占めて、實際に政權を握つたものは王謝等の名族であつたから、天子は此等のものを尊重し、その意向に依つて政治を行はぬ譯にはいかなかつたので

あつて、従つて此等のものには天子に近侍する名譽の職で格別事務のない官であるところの侍中を兼官せしめ、或は單に侍中を授けて、常に之と朝政を議したのであつて通典にはそれ等の例を擧げてゐる。侍中は遂に宰相の職となつたのである。南齊書百官志に

宋文帝元嘉中。王華王曇首殷景仁等並爲侍中。情在親密。與帝接膝共語。貂拂帝手。拔貂置案上。語畢復手挿之。孝武時。侍中何偃南郊陪乘。戀輅過白門關。偃

將匍。帝乃接之曰。朕乃陪乘卿。貂は貂尾の飾であつて、

り、之を貂蟬といつた。もと戰國趙の武靈王の胡服の制であるが、秦が趙を滅し、その冠を得て、侍中に賜はつたのに由來し、以後侍中、常侍、散騎等の冠となつた。(六典卷八注思ふ注に貂蟬の冠は名譽の象徴の如く思はれてゐたであらう。

とあり、當時の天子と貴族との關係が想像される

が、門下省はかくの如くして貴族政治の中樞となつたのである。北魏北齊も亦尤も門下を重んじた。

以上は三省の沿革の概要に過ぎぬが、唐の三省の沿革の意味はこれを以て略理解されと思ふ。唐

以前に於て、此等の三機關が如何なる關係にあつ

たかといふことは別の研究に俟たねばならぬ。

## 四

扱て右の如く三省は皆天子に親近の官より發達して政治上の重要機關となり、その長官は交も事實上の宰相となつたので、前漢の宰相たる三公は遂に員となり、又尙書省が執行機關として發達して來たので、九卿等の官も亦之と職務が重複することゝなつて、漸く冗官となつて來た。併しなから三省の權力に時に依つて消長あること上述の如くであり、その長官が宰相の實權を握つたこともその時々事情に因つてゐるのであつて、三省の長官は皆宰相の任と定つてゐた譯ではない。然るに唐に至つて始めて、從來實際政治の必要上發達して來たこの三つの機關を以て、共に政治の中心機關とし、その長官は相並んで宰相であるといふ綜合的の制度を立てた。文獻通考卷四に馬端臨は、「按以三省爲宰相之司。存以三省長官爲宰相之職

任。其說肇於魏晉以來。而其制定於唐。」と言つてゐる。唐は大體隋の制度に依つて官制を立てたのであつて、三省の權限の如きも略隋に於て定まつてゐたのであらうと思はれ、それを唐が確立したと言つた方が適當であるのかも知れぬ。併し通典卷二に「隋有內史納言即中書令侍中。是爲宰相。亦有他官參與焉。（注）大唐侍中中書令是真宰相。尙書左右僕射亦皆爲宰相。下略」とあるのを以て見れば、三省の長官を宰相とすることは唐よりのことであるとしてよからう。猶ほ六典卷一に「自隋文帝罷三公府僚。皇朝因之。其或親王拜者。亦但存名位耳。」とあつて隋より三公の府僚を置かぬことゝなり、唐の三公は但だ名位を存するのみで、宰相たる性質を全然失つてしまつたことは、一面に於て三省の長官を以て眞實の宰相とすることを意味してゐる。

ところが三省の長官即ち尙書令、中書令、侍中が相並んで正宰相であるといふことは唐の初だけ

に止まつて、後には中書令、侍中のみが正宰相となつた。新唐書百官志、通典等に據つてその次第を略述すると、尙書令は太宗が秦王時代に此の職に居つたことがあるので、その後臣下は避けて敢てこの職を爲す者がなく、高宗の龍朔二年尙書令の官員を廢す。(唐會要)通典には龍朔三年とす。従つて次官たる左右僕射が長官の地位を占め、中書令、侍中と共に宰相の職に任じた。然るに三省の長官は品位の高い官であるから輕々しく人に授けず、自然他の官に居る者を以て宰相の職に當らしめ、此等の者には別に參議朝政、參興朝政、參議得失、參知政事、同中書門下三品、同中書門下平章事等の名を加へた。貞觀の末より僕射にも同中書門下平章事、參知機務等の名を加へることゝなつて、僕射も亦當然には宰相である譯ではなくなつたので、遂に正宰相は中書令侍中のみとなつたのである。同中書門下三品といふのは中書省門下省の正三品官、即ち中書令侍中と同資格である

といふことである。中葉以後は宰相の資格を與へるに専ら同中書門下平章事の名を用ひた。これ等の宰相は門下省の政事堂に於て國政を議した。後に政事堂は中書省に移され、開元十一年には政事堂の名を中書門下と改め、政事印を改めて中書門下之印とした。中書門下の背後には吏房、樞機房、兵房、戸房、刑禮房の五房を列して衆務を主つた。即ち中書門下は宰相の司である。中書門下と連言する場合には概ねこの宰司の意味に用ひられ、中書省門下省といふのと稍意味を異にしてゐる。

以上の如く、唐は初め三省の長官を宰相とする制を立てたが、結局は中書省と門下省との長官のみが眞の宰相といふことになつた。ところで中書省と門下省とはその本職の性質が異つて居り、その機關の本質から言へば、中書省は天子を代表し、門下省は貴族、的確に言へば貴族的官僚を代表す



るものと言へるが、しかしその長官が宰相として國事を議するに當つて、各自天子と貴族とを代表して議論を戦はすものは考へられず、既に宰相たる以上必ずしも中書と門下との別がないものと言はねばならぬ。且宰相たるものは必ずしも兩省の長官に限らぬのであつて、要するに皆是れ貴族なのであるから、宰司たる中書門下は言はゞ貴族的官僚の最高機關と見ることが出来、重要國事はこの機關と天子との合意に依つて決せられることになる譯である。従つて中書省が天子の代表であり、門下省が貴族的官僚の代表であるといふことは稍形式的であると言はねばならぬ。つまり唐の中書門下兩省の制度は支那中世の貴族政治を最もよく形式化したものといふことが出来るのである。

右の如く兩者の長官は宰相の職であり、次官たる中書侍郎、黃門侍郎も同中書門下平章事等を加へられて宰相となるものが多かつたから、兩省の

本職は自らそれぞれ判官である中書舍人と給事中とに歸せざるを得ぬ譯である。中書省の重要職務は詔勅命令等を起草することと、表章を進奏することとであるが、六典卷九に據れば、詔命の起草は専ら中書舍人の筆掌であり、進奏すべき表章の可否を商量することも亦その掌るところである。その他省内の實務は皆其手にあつたから、中書省の實權は中書舍人に歸した。中書舍人六人中の年深者を閣老と呼んだのも六典注事實中書省の長老であつたからであらう。伊藤東涯著の采烟譯といふ書に「唐の時を改められたるゆへに閣中の中書舍人を閣老と云中書省を一旦鳳閣と老と云事なるべし」とある。通典卷二に「永淳已來。天下文章道盛。臺閣髦彥。無不以文章達。故中書舍人為文士之極任。朝廷之盛選、諸官莫比焉。」とあり、旁頗る重要視された職であつた。次に門下省の重要權能は、諸司よりの奏抄を審査して違失あれば駁正し、又詔命を吟味して便ならざるものあれば塗竄上還し又は封還することであるが、これ亦實權

は給事中にあり、殊に封駁は殆んど給事中の特權となつた。その他省内の庶務皆その手にあつたこと中書舍人と同様であり、従つて門下省の實權亦給事中に歸した。この外、給事中中書舍人には三司受事及び文武官吏の考課の監督等特別の重要職務もあつて、共に甚だ重職であつた。之を要するに、天子の祕書たるの實は中書舍人に歸し、貴族の意向を代表することは給事中の封駁に形式化されたものと見て太過あるまいと思はれる。尙書省はその長官が既に宰相の職でなく、中書門下兩省の如く政治の重要な意思決定に預らぬことゝなつて、所謂唯成事を聽受するのみとなつた。

## 五

以上述べたるところに依つて三省の統治の中心機關としての存在理由は略明らかであると思ふ。

つまり天子と貴族との共同の統治であるといふ政治の本質が、官制の上に形式化されて、統治の意

思に關する機關として中書門下の兩省があり、その執行機關として尙書省が存在する譯である。従つて政治上の重要事項は必然にこの三省を通る組織となつてゐる。このことは、國家統治の重要意思を表明するところの詔勅類の形式の上に明瞭に表現されて居り、必ず三省を経たることが文書の上に證明されてゐる。唐會要<sup>卷五十四</sup>に

垂拱三年。鳳閣侍郎劉禕之。嘗謂人曰。太后何用臨朝稱制。不如返政以安天下之心。則天聞之。特命肅州刺史王本立推鞠。本立宣勅示禕之。禕之曰。不經鳳閣鸞臺宣過。何名爲勅。則天大怒。以拒悍制使。特賜死。  
鳳閣鸞臺は則天時中書省門下省の稱。

中書門下兩省を経なければ公の勅でないことを抗議することが出來たのである。以下詔勅等の形式に依つて三省の關係を説明して見ようと思ふ。

六典等に依つて觀るに、唐制に於て、統治上の重要な意思を表示する方法は大體二様ある。(一)

は六典に所謂王言之制であつて、天子より命令する形式であるところの冊書、制書、勅書の類であり、(二)は諸司より上奏して勅裁を仰ぐもので、奏抄をその主なるものとする。其他に重要事でないものは諸司に委任して裁量せしめたこと言ふまでもないが、今主としてこの二つを取つて説明する。勿論これ等の形式を規定した唐令の全篇は亡佚してしまつたから、今日之を悉く知ることは出来ないが、幸ひに唐の公式令の斷片や唐の告身の殘存するものがあるから、その一斑を窺ふことは出来るのである。

先づ右の(一)に就いては六典中書令の條に

凡王言之制有七。一曰冊書。立后建嫡。封樹藩屏。寵命。二曰制書。行大賞罰。授大官爵。發革舊政。赦宥降虜。則用之。三曰慰勞制書。褒勳賢能。勸勉勤勞。則用之。四曰發日勅。謂御晝發日勅也。增減官員。廢置州縣。徵發兵馬。除免官爵。授六品以下官。處流已上罪。用庫物五百段。錢二百千。食糧五百石。奴婢二十人。五曰勅旨。謂馬五十疋。牛五十頭。羊五百口以上。則用之。六曰論事勅書。慰諭公卿。誠約百司承旨而爲程式。臣下。則用之。七曰勅牒。奏事請施行者。

隨事承旨。不易舊典。則用之。皆官署申覆而施行焉。發日勅は新舊唐書、唐會要皆「發勅」に作る。とあり、七種の形式を擧げて、その各の用ひられる内容を注記してゐるが、之を大別すれば冊、制、勅の三種となる。今此の三種の形式の用ひられる種々なる内容の中に就き、便宜の爲に官爵の除授のみを取つて、三種の形式の重要さの程度と、その手續とを考へて見ることにする。右の注文を見るに、官爵除授に就き冊書を用ひるのは藩屏を封樹し、尊賢に寵命する場合であり、制書を用ひるのは大官爵を授ける場合、勅書は六品以下の官を授ける場合であるが、猶その詳細は通典卷十の左の條によつて知られる。

凡諸王及職事正三品以上若文武散官二品以上及都督都護上州刺史之在京師者冊授。諸王及職事二品以上文武散官一品並臨軒冊授。其職事正三品散官二品以上及都督都護上州刺史並朝堂冊訖皆拜廟。冊用竹簡。書用漆。五品以上皆制授。六品以下守五品以上及視五品以上皆勅授。凡制勅授及冊拜皆宰司進擬。自六品以下旨授。其視品及流外官皆判

補之。凡旨授官悉由於尙書。文官屬吏部。武官屬兵部。謂之銓選。員外郎及供奉之官則否。供奉官若起居補闕拾遺之類。雖是六品以下官。而皆勅授。不屬選司。開元四年。始有此制。

即ち官爵の重要さの程度に従つて、除授の方法に冊授、制授、勅授、旨授、判補の五種があるが、この中冊授、制授、勅授する場合にそれ／＼冊書、制書、勅書を用ひる譯である。なほ旨授すべきものは上述(二)の奏抄に依ること後に述べる如くであり、又判補は諸司に委任して行はしむるものに屬する。

次にこれ等授官の手續如何といふに、通典には前條に續いて尙書吏部兵部の銓選に依る授官の制を述べて

凡選始於孟冬。終於季春。其擇人有四事。一曰身。二曰言。三曰書。四曰判。四事皆可取則先德行。德均以才。才均以勞。其六品以降。計資量勞而擬其官。五品以上不試。列名上中書門下。聽制勅處分。凡選始集而試觀其書判。已試而銓察其身言。已銓而注。詢其便利而擬其官。已注

而唱示之。不厭者得反通其辭。他日更其官而告之如初。又不厭者亦如之。三唱而不厭。聽冬集。厭者以類相從。攢之爲甲。先簡僕射。乃上門下省。給事中讀之。黃門侍郎省之。侍中審之。不審者皆得駁下。既審然後上聞。主者受旨而奉行焉。(謂之奏受新唐書百官志)各給以符而印其上。謂之告身。其文曰尙書吏部告身之印。自出身之人至公卿。皆給之。武官則受於兵部。兵部武選亦然。云々

また六典吏部銓授の制を記せる條に  
五品已上以名聞。途中書門下聽制授焉。六品已下常參之官。量資注名。其才識頗高。可擢爲拾遺補闕監察御史者。亦以名途中書門下聽勅授焉。其餘則各量資注擬。

とあり、以上の文を合せ考ふるに、勅授以上に依るべき官爵に就いては、宰司即ち中書門下が擬官の權を有するのであつて、尙書吏部兵部等は自ら擬官することを得ず、唯勅授以上に入るべきものゝ名を列ねて中書門下に上申するのみである。中書門下に於て擬官して天子の裁可を得れば、こゝに冊、制、勅に依つて授けられることになるが、そ

れには中書門下尙書の三省を経なければならぬ。その手續は次に掲げる制授告身式によつて説明する。旨授（奏授）すべきものは尙書吏部兵部に於いて注擬し、僕射の檢閲を経て門下省に上り、その審定を経て後上聞勅裁を得て尙書省に下して施行せしむる。その手續は後掲の奏授告身式によつて説明する。猶ほ判補すべきものは諸司にて定め門下に上らぬのであつて、視六品以下及び流外雜任等は之に依る。

次に掲げるのは右の中、制授する者に與へる告身の形式であつて、制書の一種である。告身のことは前掲通典の文に見えてゐるが、今で言へば辭令書に當る。

制授告身式

門下具官封姓名應不稱姓者依別制册書亦准此德行庸勳云云可某官  
 若有勳官封及別兼帶者云某官及勳官封如主者施行若制授  
 故其非貶責漏不言勳封者同銜授法  
 者並於制書之前名歷名件授

年月日

待中具官封臣名  
 中書令具官封臣姓名宣  
 中書侍郎具官封臣姓名奉  
 中書舍人具官封臣姓名行

黃門侍郎具官封臣名

給事中具官封臣名 等言

制書如右請奉

制付外施行謹言

年月日

制可

月日都事姓名受

右司郎中付某司

左丞相具官封名

右丞相具官封名

吏部尙書具官封名

吏部侍郎具官封名

吏部侍郎具官封名

左丞具官封名

其武官則右丞署若左右丞  
 內一人無仍見在者通署

告<sub>二</sub>具官封名<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>被制書<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>右符到奉行

主事姓名

吏部郎中具官姓名

令史姓名

書令史姓名

年月日下

右制授告身式其餘司應授<sub>二</sub>官爵<sub>一</sub>者准此

右は後に掲げる奏授告身式と共に、ペリオ氏の發見に係り、巴里のビブリオテーク、ナショナルに藏する燉煌出土の唐公式令の殘簡であるが、その中に見える官名より推して開元年間の令に屬するものと思はれる。唐代には屢官名の變更が行はれたが、此等の告身式に見える官名を舊唐書職官志によつて點檢するに、(新唐書、唐會要異同なし)左右僕射を左右丞相と名づけたのは、開元元年より天寶元年に至る間のみであり他の官名中この間に變更を見たのは、開元五年に紫微省、黃門省を各中書、門下省の舊名に復したに從つて、紫微令、紫微侍郎、紫微舍人がそれぞれ中書令、中書侍郎、中書舍人に復したるのみであるから、この公式令は開元五年より天寶

唐の三省(内藤)

元年に至る間のものであるが、この間に唐令は開元七年と開元二十五年の兩度の刪定を見たから(舊唐書刑法志、唐會要卷三十九)恐らくこの何れかに屬するものと思はれる。開元七年以前の令ではあるまい。此等の斷簡は唐令の亡佚した今日甚だ貴重すべき資料であるがその詳細なる研究は別に一篇を草するつもりであるから、此處には唯必要に從つて大略の説明を加へるに止めた。

右の告身式を一見すれば、中書門下尙書の三省を經由することは明瞭であるが、先づ最初から言ふと、門下より主者施行までは言ふまでもなく制書の本文の書式を示したものである。發端に門下と書くのは東涯の制度通に「三國以來の詔勅にはその發端かならず門下の二字あり其とき門下省より詔命を出したるゆへなり通鑑梁武帝紀(卷一百五十五)に魏節閔帝自作<sub>二</sub>敎文<sub>一</sub>直言門下胡三省の註に云魏晉以來出命皆由門下省故其發端必曰勅門下とは是

なり」とある如く、もと門下に勅すといふ意から遂に詔書の慣例となつたものであらう。但し文館詞林卷六百六十二及び卷六百六十四より六百七十に至る。に載せたる討伐赦宥等の詔を檢するに、發端に門下と書くことは東晋より始まつて居り、西晋以前の詔にはその例がない。西晋以前は發端に制詔の二字を用ひ、東晋に至つて制詔と門下と並び用ひ、宋より以後は専ら門下を用ひてゐる。さて門下の次に某官某爵某は德行庸勳云々である故某官とすべし主者施行せよと命じ、年月日を記す。以上は中書舍人が旨を受けて起草するところであつて、文苑英華の制誥の部にその實例を見ることが出来る。六典中書舍人の職掌に、「凡詔旨制勅及璽書冊命。皆按典故起草。進畫既下則署而行之。」とあり、起草すれば上進して御畫を得るのである。唐律疏議卷十に「依令。授五品以上畫可。六品以下畫聞。」とあり、制授は五品以上の場合であるから、天子は可の字を畫す

る譯である。既に畫可し訖れば中書令以下連署し、中書令宣し、侍郎奉じ、舍人行ふといふ意味で宣奉行の字を記して門下省に廻送するのである。この時恐らく御畫のある原案を中書省に留めて案とし、別の一通を門下省に送るのであらう。

門下省に於ては之を審査した上で異存があれば給事中が塗歸すること前述の如くであるが、異存なければ侍中以下連署して施行せんことを奏請する。六典給事中の條に「凡制勅宣行。大事則稱揚德澤。褒美功業。覆奏而請施行。小事則署而頒之。」とあるのがこれである。「制書如右請奉制付外施行謹言」とあるのはこの奏請の文であらう。そこで畫可を得れば留めて案とし、別に一通を寫して制可と注し、律疏の前と同じ條に「其有制可字侍中所注」云々あるところより見て制可の字は侍中が注するものと思ふ。尙書省に送る。

尙書省は之を奉行するのであるが、こゝで一寸尙書省の組織を説明しなければならぬ。尙書省に

は六部があり、六部は更に四司づゝに分れてゐて都合二十四司ある。各部の四司の中、一司は部と同名であり、之を頭司といひ、他の三司を子司といふ。例へば吏部に於ては吏部、司封、司勳、考功の四司あるが如くである。部毎に尙書及び侍郎があり、司毎に郎中、員外郎、主事、令史、書令史等の官がある。この六部二十四司を統括するものを尙書都省といひ、長官左右僕射(左右丞相)以下左右丞、左右司郎中、左右司員外郎、都事、主事、令史、書令史等の官がある。二十四司を左右に分ち、吏部、戸部、禮部の十二司を左司とし、左丞之を總べ左司郎中、左司員外郎はこの十二司に事を授けることを掌る。兵部、刑部、工部の十二司を右司とし右丞之を總べ、右司郎中、員外郎はこれに事を授けることを掌る。都事は事を受附けることを掌る。さて告身式に「月日都事姓名受」とあるのは門下省より某月某日に都事某が受附けたことを記すの

である。「右司郎中付某司」の右司は恐らく左司の寫譌であらうと思ふ。某司に付すといふのは、告身を掌る司に付下することであつて、例へば、文官なれば吏部(司)に勳官なれば司勳に付し、武官なれば右司郎中が兵部(司)に付する如きである。此の告身式は文官を標準としてゐるから、尙書省の長官の他に吏部尙書及び侍郎と、吏部を管轄する左丞とが署名し、授官される本人に「奉制如右符到奉行」と告げる文を書し、告身を取扱ふ官である吏部郎中、主事、令史、書令史が署名して本人に下すのである。

以上官爵を制授する手續を述べ來つたが、制書に依つて行はれる事はこの他の事項も大體同様の手續であらうと思はれる。のみならず又冊書、勅書に依つて行はれる事も、手續や文書の形式に多少の差異はあつても、中書門下に於て宰相が議し天子の命令として中書門下尙書の三省を経て施行



せられるといふ大體の筋道に於てはこれと變りはないものと見てよからう。

六

次に統治の重要事項の決定される他の形式、即ち諸司より奏請して勅裁を仰ぐところの奏抄に就いて見ても、天子と門下省とが決定權を持つてゐる點に於て變りはない。六典侍中の條に

凡下之通于上。其制有六。一曰奏抄。謂祭祀。支度國用。授罪及除免官當者。並爲奏抄。二曰奏彈。三曰露布。四曰議。

（注略）五曰表。六曰狀。侍中審。其餘不審。皆審署申覆而施行焉。復奏盡可訖。留門下省爲案。更寫一通。侍中注制可。印縫署。送尚書省施行。

と見え奏抄に依るべき事項を注に擧げてゐる。今亦前と同様に授官を例に取つて説明すれば、奏抄に依つて授けられるのは六品以下の官であつて、即ち前述の旨授（奏授）の場合がこれである。旨授の手續の大體は前掲の通典の文に明らかであるが、次に掲ぐる奏授告身式によつて之を具體的に

知ることが出来る。

奏授告身式

尚書吏部餘司授官奏者謹奏某官名等擬官事具

官姓名各載司名某州某縣

右一人云云謂若爲人舉者注舉人具官封姓及所舉

述解更得叙者亦略今擬某官某品替某申考

滿若因他故解免及元闕者亦隨狀言之

左丞相具官封臣名

右丞相具官封臣名

吏部尚書具官封臣名

吏部侍郎具官封臣名

吏部侍郎具官封臣名

人擬官如右謹以申聞謹奏

年月日 吏部郎中具官封臣姓名上

日吏部

給事中具官封臣姓名 讀

黃門侍郎具官封臣姓名

侍中 具官封臣姓名 審

聞留登

月日 都事姓名受

右司郎中付吏部

吏部尙書具官封名

吏部侍郎具官封名

吏部侍郎具官封名

左丞 具官封名

告具官姓名計奏被

殘缺 符到奉行

以下殘缺。枠内の省の字は殘缺を補へり。

先づ「尙書吏部謹奏某官名等擬官事」は説明するまでもなく、六品以下の官を擬することは、文官なれば吏部に屬する故、吏部よりその事を奏するといふことである。次に官を擬せらるゝ者の官姓名等を挙げ、右一人云々と擬官せらるべき状を具して、今某官某品に擬する旨を言ひ、猶ほ擬せられた官は某に替るのであるか、或は考滿若しく

は其の他の理由に因つて解免せられたものであるか、又は闕員であつたものか等の事情をも附言する。そして左右丞相以下連署して右の如く擬官したることを奏聞する旨を言ふ。六典吏部に曰く、

凡三銓注擬訖。皆當銓闈甲。以過左右丞相。若中銓東銓則亦先過尙書訖。乃上門下省。給事中讀。黃門侍郎省。侍

中審。然後進甲以聞。三銓は尙書銓、中銓、東銓のことで、尙書銓は吏部尙書掌り中銓東銓は吏部

侍郎。掌る

これは銓選の場合の手續であるが、左右丞相、吏部尙書、吏部侍郎は擬官の責任者であつて、こゝに署名する形式と相當つてゐる。次に吏部郎中が署名してこの奏抄を門下省に上る。「日吏部」とあるのは如何なることか詳かでない。門下省に於ては給事中讀み、黃門侍郎省し、侍中審し、各署名する。侍中が審定する前に於て不適當なるものは駁下する事が出来る。前掲通典の文参照六典給事中の職に凡文武六品已下授職。所司奏擬。則校其仕歷深淺功狀殿

最。訪其德行。量其材藝。若官非其人。理失其事。則白侍中而退量焉。

又侍中の職に

凡文武職事六品已下。所司進擬。則量其階資。校其材用。以審定之。若擬職不當。隨其優屈。退而量焉。

と見え、職事官の審査に就いて特記してゐる。官吏任命に關することは門下省の重要權限の一つである。さて侍中審定すれば上聞し、聞の御畫を得れば門下省より尙書省に下す。尙書省にては都事が之を受理し、右司郎中左司の誤が吏部に付下し、吏部尙書以下連署の上、計奏して勅裁を得たる旨を本人に告げる。以下原文殘闕してゐるが、吏部郎中、主事、令史、書令史署名し年月日下すと書すること制授告身と同様であらうと思はれる。天子より命を下す形式でないから中書省の署名はない。右は六品以下授官の手續であるが、其他、祭祀の事、國用を支度する事、流已上の罪六典奏抄の注に已下とあるは誤

りであらう。その故は次の唐律疏議の文によりて明らかである。及び除免官當する者を斷する事等、凡そ奏抄に依るべきものは略同様の手續であるに相違ない。例へば流已上の罪及び除免官當を斷する場合に就いて見るならば、唐律疏議卷三十に獄官令を引いて曰く

疏議曰。依獄官令。杖罪以下縣決之。徒以上縣斷定。送州覆審訖。徒罪及流應決杖管。若應贖者。即決配徵贖。其大理寺及京兆河南府。斷徒及官人罪。并後有雪滅。並申省。省司覆審無失。速即下知。如有不當者。隨事駁正。若大理寺及諸州。斷流以上若除免官當者。皆連寫案狀申省。大理寺及京兆河南府。即封案造。若駕行幸。即準諸州例。案覆理盡申奏。云々六典刑部にも略同様の文を載す。

即ち大理寺、京兆河南府、諸州にて流已上及び除免官當を斷すれば、案狀を連寫して尙書省に上申し、尙書省にて案覆して理盡さば奏抄を門下省に上り申奏することになるのである。門下省にては侍中審署し、侍郎省署し、給事中讀署し、違失あ

れば駁正する。六典給事中の職に「凡百司奏抄、侍中審定、則先讀而署之、以駁正遺失、」また新唐書志給事中の條に、「凡百司奏抄、侍中既審則駁正遺失、」また册府元龜卷四百五十七に「凡百司奏抄、侍中審定、侍郎覆省、給事中讀而署之、以駁正遺失」とあり、侍中先づ審定する如くであつて、擬官の場合に順序が逆であるが、姑く疑を存する。門下省より覆奏して畫可を得れば之を留めて案と爲し、別に一通を寫して侍中が制可と注し、縫に印し、署名して尙書省に送つて施行せしめる。前掲六典注。即ち授官の手續と大意に於て變りはない。要するに奏抄に依るべき事項は、例へば五品以上の授官、又は議請すべき者の死罪を斷ずる。唐津疏議卷二參照。等の如く制勅して處分する程の重大事ではないが、未だ諸司の裁量に一任するを得ざる程度的重要事である故、門下省の審査と天子の裁可とを俟つて決する譯である。門下省の政治上重要なる地位はこれをも以ても知られる。

以上極めて粗略ながら、大體盛唐の制度を標準として三省の政治上の性質を説明したつもりである。

## 七

政治上の意味に於ては三省は右の如き顯著なる特徴を持つてゐるが、官制の外形より見る時は中書門下兩省の如きは甚だ相似たる形を備へてゐる。一體唐は兩省を以て等しく天子の左右に侍して輔佐に任ずる官であるとして居つたので、兩省の上級官は皆天子に侍從する任を有し、之を供奉官と名づけてゐる。そして官制の形式に於ては努めて兩省を左右均齊ならしめてゐる。即ち門下省を東臺と名づくる時は中書省を西臺とし、中書を鳳閣と呼ぶ時は門下を鸞臺とし、中書令を左相とすれば侍中を右相とし、或は給事中を東臺舍人と呼んで西臺舍人に對せしむる如く、名稱を以て對偶せしむるのみならず、散騎常侍の官を左右に分つてそれ／＼門下と中書とに隸せしめ、新に左右拾遺、左右補闕の官を設けて兩省に分屬せしめ、或は起居の職を兩省に分ち、門下に弘文館あれば

中書に集賢殿書院あり、又侍中、左散騎常侍を左貂とし、中書令、右散騎常侍を右貂とし、合せて八貂と呼ぶが如き皆これである。六典の如きは兩省の職掌を叙述するにも努めて對照的ならしめて居り、例へば、中書省の條に「皆宣署申覆而施行焉」とあれば門下省には「皆審署申覆而施行焉」となせるが如くである。されば標注職原抄別記古事類苑官位に曰く「異朝には尙書省の外に、門下省といふあり、事文類聚に唐開元元年中略時謂尙書省爲南省中書門下爲北省、亦謂門下爲左省、謂中書爲右省、或通謂之兩省と見えて、門下省は中書省に同じさまなる官にて、尙書省とは別なるが如し、六典に門下の侍中の職を六典の中書の令の職文略すと見えたる兩省の職出納の別はあれ共、大概相似たり注略かゝれば本朝もし唐制に倣れむとならば門下にあたる任をば、中務にこそ委ねらるべき事なるを、云々。」官制の外形だけを見れ

ばかくも思はれるのである。尤も官制の形式を齊美ならしめたことは三省に限つたことでなく、官制の全般に亘つてさうである。のみならず、唐の官制は歷代累積し來つた官職を殆んど皆包含したから、重設虚設の官が甚だ多かつたことは、杜佑に依つて既にその一端を論じられてゐる。通典卷四十併しながら、三省は大體に於て實際政治の必要上發達し來つて政治上の重要機關となつたもので、それぞれ存在理由があり、政治上の重要事項が三省を経て行はれねばならぬといふ煩瑣なる手續にも、貴族政治に立脚する制度としての意味があつたのである。ところが唐末五代を経て宋に至る間に、所謂世族が没落して、時勢は貴族政治を去つて君主獨裁政治に趨くに及んで、この制度は自ら維持し得べからざるものとなつた。

宋は神宗の元豐中に、從來名實相伴はず、混雜

を極めて居つた官制を改めて、唐六典に據つて官名を正し、中書旨を取り、門下覆奏し、尙書施行する制度を復したが、事實之は行はれなかつた。

宋の葉夢得の石林燕語卷三に曰く

本朝沿習唐制。官制行。始用六典。別尙書門下中書爲三省。各以其省長官爲宰相。則侍中中書尙書令是也。既又以秩高不除。故以尙書令之貳左右僕射爲宰相。而左僕射兼門下侍郎。以行侍中之職。右僕射兼中書侍郎。以行中書令之職。而別置侍郎以佐之。則三省互相兼矣。然左右僕射既爲宰相。則命令進擬未有不由之出者。而左僕射又爲之長。則出命令之職自己身行。尙何省而覆之乎。方其進對執政無不同。則所謂門下侍郎者。亦預聞之矣。故批旨皆曰三省同奉聖旨。既而奉之而又審之。亦無是理。門下省事。惟有給事中封駁而已。未有左僕射與門下侍郎駁已奉之命者。則侍中侍郎所謂省審者。殆成虛文也。元祐間。議者以詔令稽留。吏員冗多。徒爲重複。因有併廢門下省之意。後雖不行。然事有常。奏稟左相必批送中書。左相將上而右相有不同。往往或持之不上。或退送不受。左相

無如之何。侍郎無所用力。事權多在中書。自中書侍郎遷門下侍郎。雖名進其實未必樂也。

かくの如く、事實上三省の區別がなくなつて、實權が中書に歸し、門下は獨立の機關としての意義を失つてしまつたことは、當時の社會の趨勢よりして當然の成り行きであらう。

これより先、給事中の封駁は宋の太宗の時に之を復し、給事中に詔して、「凡制勅所不便。準故事封駁。」文獻通考卷五十と言つたが、顧炎武の日知錄卷九「封駁」の條に

五代廢弛。宋太宗淳化四年六月戊寅。始復給事中封駁。而司馬池猶謂門下雖有封駁之名。而詔書一切自中書以下。非所以防過舉也。

とあり、事實上稱職することが困難であつたと思はねばならぬ。唐に於ては給事中の封駁が甚だ權威あるものであり、天子の之に對する態度の如きも頗る鄭重であつたことは、日知錄の同じ條に

如袁高、崔植、韋弘景、狄兼善、鄭肅、韓飲、韋温、鄭公與之輩。並以封還勅書。垂名史傳。亦有召對慰諭。如德宗之於許孟容。中使嘉勞。如憲宗之於薛存誠者。而元和中。給事中李藩在門下。制勅有不可者。即於黃紙後批之。吏請別連白紙。藩曰別以白紙。是文狀也。何名批勅。宣宗以右金吾大將軍李燧爲嶺南節度使。已命中使賜之節。給事中蕭倣封還制書。上方奏樂。不暇別召中使。使優人追之節。及燧門而返。人臣執法之正。人主聽言之明。可以並見。

とあるによつても知られるが、かくの如き權威を維持し得たのは、貴族社會の背景があるからのことであると言はねばならぬ。冊府元龜卷四百六十九に次の如き記事も見えるが、亦この邊の消息を語るものではなからうか。

是年五月（開成元年）。以駙馬都尉韋處仁爲左散騎常侍。衆以爲不可。給事中封駁。乃除右金吾大將軍。

裴奉章爲給事中。開成四年九月詔。以京兆尹鄭復爲簡較禮部尚書兼梓州刺史。充劍南東川節度副大使知節度事。管内觀察靜戎軍等使。詔下。奉章封駁。以復不歷丞郎爲

優。時議以奉章封駁不當。翼日復行前制。

宋代以後給事中封駁の權は存しても既に右の如き背景を持たぬのであり、專制君主の下に於て、單に職務として忌憚なく權利を行ふといふことは、事實上頗る困難なことであると言はねばなるまい。